

高松市地域再エネ導入戦略策定支援業務委託提案公募要領

1 目的

本市では、昨年12月に高松市「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指し取り組むこととしていますが、その実現のためには、再生可能エネルギーの拡充が課題となっています。

そのため、長期目標としての2050年を見据えて、地域における再生可能エネルギーポテンシャル及び将来のエネルギー消費量などを踏まえた導入目標や、目標を実現するための具体的施策等を検討することを目的として、効果的な支援を委託により行うこととします。

委託事業者の選定に当たっては、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、提案公募を実施します。

2 業務概要

(1) 業務名

高松市地域再エネ導入戦略策定支援業務

(2) 業務内容

別添1「高松市地域再エネ導入戦略策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和3年12月28日（火）まで

(4) 提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、見積時の予定価格ではなく提案内容の規模を示すためのものです。

※ 最終的な実施内容、契約金額については、本市と調整した上で決定します。

3 参加資格

次の要件を全て満たす法人であることを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 参加表明書の提出の時点において、国、都道府県及び市町村税の滞納がないこと。

- (5) 過去5年以内における地方公共団体が発注する地球温暖化対策関連計画又は環境政策・施策に関する計画の策定、若しくは改定業務について、地方公共団体から直接受託し、かつその委託業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。

4 スケジュール

- ① 募集の開始 令和3年6月15日(火)
- ② 参加表明書等の提出期限
令和3年6月29日(火)午後5時まで
※ 持参又は郵送(一般書留、簡易書留等記録の残る方法に限る。)
- ③ 質問票受付期限
令和3年6月29日(火)正午まで
- ④ 企画提案書等の提出期限
令和3年7月9日(金)午後5時まで
- ⑤ ヒアリング
令和3年7月中旬(予定)
- ⑥ 選定結果通知
令和3年7月中(予定)
- ⑦ 事業者決定・契約締結
令和3年7月中(予定) ※契約日は補助事業交付決定日以降となります。

5 参加表明書の提出

本要領に基づく提案書の提出を希望する者は、次に掲げる参加表明書及びその添付書類を提出してください。なお、提出された書類等は返却しません。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 会社概要(任意様式、会社案内パンフレット等で可)
- ウ 業務実績書(様式第2号)
- エ 国、都道府県及び市町村税の滞納がないことが証明できるもの(滞納がない旨の証明書又は納税証明書の写し。ただし、参加表明書提出日以前1か月以内に発行されたものに限る。)

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出方法及び提出先

ア 提出方法

持参又は郵送

- 持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時
- 郵送の場合：一般書留、簡易書留等、記録の残る方法に限ります。

イ 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市環境総務課地球温暖化対策室（担当：國宗、太田）

(4) 提出期限 令和3年6月29日（火）午後5時まで

(5) 提案者の選定

企画提案の参加資格の有無を、令和3年7月2日（金）までに電子メール及び普通郵便で通知します。なお、通知を受けなかった場合、企画提案書の提出はできません。

(6) 参加表明後の辞退

参加表明等を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出してください。

6 質問の受付及び回答

質問がある場合は、令和3年6月29日（火）正午までに、質問書（様式第3号）に質問事項等を記載の上、電子メール（kankyou_s@city.takamatsu.lg.jp）で提出すること。電話及び口頭による質問・問合せには対応しません。

回答は、質問書の受付終了後、質問者に随時回答するとともに、市ホームページで公開します。また、当該回答文書は、募集要項に対して追加又は修正したものとみなします。なお、他の応募者からの応募状況などの質問は受け付けません。

7 企画提案書等の提出

(1) 提案内容

ア 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）公募要領を熟読し、補助金の目的に合った提案を記載してください。

イ 仕様書の内容について、別添1「高松市地域再エネ導入戦略策定支援業務委託仕様書」及び別添7「高松市地域再エネ導入戦略策定支援業務に係る事業者選定基準」を参照の上、実施や分析に当たっての考え方や手法等を提案してください。

(2) 提出書類

提出期限までに次の書類を提出すること。なお、提出された書類等は返却しません。

ア 企画提案書（任意様式）

イ 見積書（様式第4号）

ウ 提案価格内訳書（様式第5号）

エ 再委託に関する承認申請書 ※本市で必要と判断した場合のみお渡しします。

(3) 提出部数

上記アのみ10部、それ以外は1部提出すること。また、上記アのみ別途、電子

データ（CD-R）で提出してください。

（4）提出方法及び提出先

ア 提出方法 高松市環境総務課地球温暖化対策室に持参又は郵送

- 持参の場合：土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時
- 郵送の場合：一般書留、簡易書留等、配達記録の残る方法での送付に限ります。なお、締切を過ぎて到着したものは失格とします。

イ 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
高松市環境総務課地球温暖化対策室（担当：國宗、太田）

（5）提出期限 令和3年7月9日（金）午後5時まで

（6）企画提案書の書式等

ア 用紙サイズは、A4判で作成すること。

イ 文字サイズは、10.5ポイント以上で作成すること。

ウ 使用言語、通貨及び単位は、日本語及び日本国通貨を使用すること。

エ 仕様書「4 業務の内容」に記載の全てについて記載すること。業務内容の項目ごとに、具体的な作業内容を明記すること。

オ 記載事項の順序は、仕様書「4 業務の内容」に記載の項目の順序とする。

カ 両面印刷で15枚以内（表紙、目次はページ数に含めない）とすること。印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

キ 記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。

※ 審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合は、書類審査の結果に影響がでる可能性があります。

ク 業務執行体制や全体の作業フロー、具体的な業務スケジュールについても、併せて記載すること。

ケ 提案上限額の範囲内で、業務の内容以外の本業務の目的に照らして有効な提案を盛り込むことは差し支えない。

（7）見積書

ア 様式は、見積書（様式第4号）及び提案価格内訳書（様式第5号）を用いて記載してください。提案価格内訳書（様式第5号）には、具体的な項目や数量、金額等が分かるように記載してください。

イ 提出部数 各1部

ウ 見積書についての留意事項

- i 見積年月日、件名及び見積金額を正確に記入してください。見積記載金額は、提案上限額を超えないこと。
- ii 金額の訂正は認めません。

- iii 消費税及び地方消費税を含めた金額を記入してください。
- (8) 再委託に関する承認申請書（本市が必要と認めた場合のみ）
本委託業務の一部を再委託する場合については、本市の事前承認が必要です。
再委託を行う場合には、提案書提出時に、再委託に関する承認申請書を提出してください。

8 ヒアリングの実施

提案書記載内容について、次のとおりヒアリングを実施します。

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Web会議システムを使用したヒアリングとします。

- (1) ヒアリングの出席者は原則管理責任者及び業務責任者とし、3名までとします。
- (2) ヒアリング所要時間としては、1事業者当たり30分程度の予定です。
- (3) ヒアリングの日程等、詳細は、参加表明事業者に別途連絡します。

9 事業者の選定

別添7「高松市地域再エネ導入戦略策定支援業務に係る事業者選定基準」に沿って審査、採点し、提案評価第1位通過者を選定します。審査は非公開とします。

選定終了後、選定結果を全ての企画提案者に文書で通知します。

提案評価第1位通過者に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は前記「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、提案評価第2位に選定された事業者と交渉を行います。

10 業務委託契約

(1) 委託内容

詳細については、契約締結交渉の際に仕様等の調整を行い、確定します。

(2) 契約方法

随意契約

(3) 契約保証金

要する。ただし、高松市契約規則第24条各号のいずれかに該当する場合は、免除とします。

(4) 委託料の支払い条件

完了払いとし、本業務の完了検査後、請求に基づき支払います。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 前記「3 参加資格者」の応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の見積額（税込価格）が前記「2 業務概要（4）」の提案上限額を超えている場合

12 提案公募の中止等

本市がやむを得ない理由等により提案公募を実施することができないと認めるときは、提案公募の実施を中止又は取り消すことができます。

13 不当要求行為の排除対策

本市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html)

14 適正な労働条件の確保

業務の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

15 その他留意事項

- (1) 本提案公募に参加する一切の費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等は返却しません。
- (3) 書類提出後の提案等の修正又は変更、追加は一切認めません。
- (4) 選定業者が契約までに「3 参加資格」を満たさなくなった場合は、失格とし、契約を締結しないこととします。
- (5) この要項に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途協議するものとします。

16 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏

名を明らかにする必要があります。))

⇒メールアドレス：【naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp】 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanrika/zenpan/haijo.html)

(2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表しています。御留意ください。

詳しくは、契約監理課ホームページ

(http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kokuho/kenko/shimeiteishi.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyoukjyun.pdf) を御参照ください。